

異動届出書等記入の仕方について

1 給与支払者及び給与所得者の情報を記入する。

令和5年10月20日 三郷市長あて	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒341-0026 三郷市幸房〇丁目△番□号										特別徴収義務者 指定番号	98888		
		フリガナ	ミサトエンターテイメント										宛名番号	5		
		氏名又は名称	(株)三郷エンターテイメント										担連 当絡 者先	所属	経理係	
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	氏名
個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載												電話	048-900-0000 内線 (1100)			
給与所得者	フリガナ	ミサト タロウ										異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法		
	氏名	三郷 太郎														
	生年月日	昭和50年5月1日														
	個人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2				3	4
	受給者番号	1234														
	1月1日 現在の住所	三郷市花和田〇-□-△														
120,000	6	10	11	5	5	10	20	1. 退職 2. 転職 3. 退任 4. 死亡 5. 合併 6. 少額 7. その他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)							
異動後の住所	千葉県流山市流山△-□-〇										50,000	70,000	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			

記入上の注意点
 ① 「特別徴収税額(年税額)」・「徴収済額」・「未徴収税額(ア)-(イ)」の記入欄について
 「(ア) 特別徴収税額(年税額)」
 特別徴収税額通知書に記載されている金額を記入してください。
 「(イ) 徴収済額」
 異動されるかたの徴収済額の総額を記入してください。
 「(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)」
 異動されたかたの未徴収の月と税額を記入してください。
 ② 「異動の事由」・「異動後の未徴収税額の徴収方法」の記入欄について
 記入欄に該当の番号を記入してください。(左記例は特別徴収継続の場合の記入例になります。)

2 税額の徴収方法に基づいた項目の記入を行う。

(1) 特別徴収を継続する場合(異動後の未徴収税額の徴収方法を1と記入した場合)

新しい 勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	新規 法人番号 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 6 7 8										新しい勤務先へは、月割額 12,500 円を 12 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	所在地	〒673-0000 兵庫県明石市新明石〇-□-△										所属	人事課	
	フリガナ	カンサイホームエンジニアリング										氏名	新和 由美子	
	氏名又は名称	(有)関西ホームエンジニアリング										電話	079-900-0000 内線(1100)	
受給者番号	123456										納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要		

記入上の注意点
 ① 三郷市指定の特徴指定番号を記入してください。(新規の場合は記入はせず新規を○で囲んでください。)
 ② 転勤(転職)等の事業所の法人番号、所在地や名称等を記入してください。
 ③ 新勤務先での徴収開始月を記入してください。
 ※開始予定月の10日までの提出でない場合は対応しかねる場合があります。

(2) 一括徴収する場合(異動後の未徴収税額の徴収方法を2と記入した場合)

理由	1	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	10月20日		徴収予定額(円) (上記(ウ)と同額)	70,000		左記の一括徴収した税額は、 10 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
----	---	--	--------	--------	--	------------------------	--------	--	---

記入上の注意点
 ① 「理由」、「徴収予定月日」、「徴収予定額(上記(ウ)と同額)」の欄を記入してください。
 ② 一括徴収する月を記入してください。

(3) 普通徴収に切替える場合(異動後の未徴収税額の徴収方法を3と記入した場合)

理由	1	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため
----	---	--